

# 私立高校による給付型育英奨学事業の実施メカニズム

—生徒減少期における経営課題の観点から—

一橋大学大学院 濱沖敢太郎

【キーワード】 育英奨学事業, 私立高校, 生徒募集, 早期獲得

## 1 課題設定

本稿の目的は、2010年度以降、私立高校が独自に実施している給付型育英奨学事業の実施条件、特に学校組織の特徴を明らかにすることである。そもそも、日本における高校生向けの育英奨学事業は、長らく日本学生支援機構(旧日本育英会)による貸与事業を中心に運営されてきた。2001年の閣議決定を受けて<sup>(1)</sup>、2005年以降は地方自治体及びその所管する公益法人に事業が移管されているが、無利子貸与を中心とした事業運営の性格は基本的に変わっていない<sup>(2)</sup>。ところが、全国の育英奨学事業にかんする調査によれば2010年度以降、学校法人による奨学事業が拡大している<sup>(3)</sup>。図1は育英奨学事業全体に占める実施機関ごとの奨学生数の割合の推移を示したものである<sup>(4)</sup>。2010年度以降も、旧育英会以来の無利子貸与事業が中心となっており、さらに2013年度には学校法人による事業の拡大傾向に歯止めがかかっているものの、2010年度以降、戦後長らく続いた高校生向け育英奨学事業に大きな変化が生じていたことは明らかである。

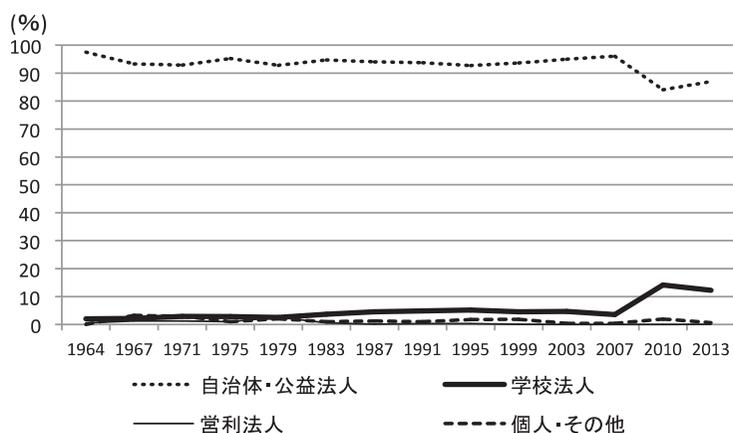


図1. 高校生向け育英奨学事業奨学生数の実施機関別割合の推移

さらに、学校法人による事業においては事業額および奨学生数いずれにかんしても、貸与型ではなく給付型事業が9割以上を占めていることが明らかになっている<sup>(5)</sup>。つまり、2010年度に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(以下、旧高校無償化法)が制定され、基本的に高校生およびその世帯の教育費負担が軽減されたにもかかわらず、これまでほとんど実施されてこなかった給付型事業が相次いで導入されるという奇妙な事態が近年生じているのである。2013年度は、2010年度と比較して育英奨学事業全体が事業額にして4割近く縮小しており、1975年の調査以来はじめて減少したが、なお事業全体に占める学校法人

事業の割合は1割を超えたまま推移している<sup>(6)</sup>。旧高校無償化法あるいは2014年の法改正によって制定された「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(以下、新高校無償化法)の助成対象はあくまで、授業料に限定されている。自治体によっては、私立高校在学者に対する支援を入学金や施設設備費にまで拡大しているところもあるが、なお私立高校に通う場合に一定の私費負担が必要である状況は変わっていない<sup>(7)</sup>。それゆえ、学校法人による給付型事業の拡大は奨学生の立場から考えれば基本的に望ましいことではあるが、なぜそのような事態が生じているのかというメカニズムを明らかにすることは、私費負担をさらに解消する可能性を検討する上でも、また、現行の育英奨学事業の功罪を吟味する観点からも重要な研究課題である。

これまで高校生向けの育英奨学事業は、社会的にも研究上もほとんど関心の対象となつてこなかったと言ってよい。この理由は、日本の育英奨学事業が戦後直後のわずかな期間を除いて高等教育を中心に議論されてきたことにあるだろう<sup>(8)</sup>。高等教育にかんする育英奨学事業は2014年度において、事業額の9割以上を日本学生支援機構が実施しており、また学生全体の4割近くが利用しているという点からも高等教育を維持していく上で無視できないものとなっている<sup>(9)</sup>。かつ、高等教育における育英奨学事業は貸与型を中心に運営されている。さらに、この点にかんしては、1984年以降に財政投融資を活用した有利子貸与によって大幅に貸与型事業を拡大してきたことの功罪を中心とした議論がすでに行われている<sup>(10)</sup>。近年では給付型事業の実施を要望、計画する議論も起こっているが、いまだ具体的な形で給付型事業を大規模に実施するには至っていない。

これに対して、高校生向け事業は高等教育にかんする事業よりもはるかに規模が小さく<sup>(11)</sup>、また1970年代にはすでに高校進学率も9割を超えていたためか、その効果におよそ関心が払われてこなかった。しかし、高校生の就学継続にかんして育英奨学事業が果たしている役割や意義は無視できないものである。たとえば、新旧高校無償化法や子どもの貧困をめぐる議論では、しばしば中途退学が就学継続をめぐる指標として取り上げられている<sup>(12)</sup>。しかし、2013年度の高校中退率は1.7%であるのに対して、同じく2013年度の育英奨学事業の奨学生が全日制に通う高校生総数に占める割合は6.7%に及んでいる<sup>(13)</sup>。つまり、すでに就学継続の指標として着目されてきた中途退学者よりも、実際には育英奨学金を受け取ることで就学を継続している生徒の方が多いのだ。また、再度確認しておくが、高等教育にかんする育英奨学事業は9割以上が有利子型も含めた貸与事業であり、かつ旧日本育英会と日本学生支援機構による事業がその大部分を占めてきた。それゆえ、学校法人による給付型の事業の拡充は、高等教育も含めて日本ではこれまで観察されてこなかった現象である。当然、給付型事業の拡充を求める主張はあったものの、その実現過程とそこに働く(あるいは、それを妨げる)メカニズムを明らかにする作業は学術的にも取り組まれてこなかったのだ。

## 2 研究方法と分析枠組み

前節で述べてきたとおり、高校生向けの育英奨学事業にかんする研究はほとんど蓄積がなく、給付型事業が急激に増加するような現象も日本ではこれまで生じたことがなかった。

ただし、学校法人による給付型奨学金を、自校の生徒に対する学校納付金の軽減策の一環と理解するならば、学校納付金の規定要因を分析してきた既存の研究群は本稿の課題にとっても重要な意義があると考えられる。日本の私立高校の授業料は、入試難易度が高く、また併設校がある

学校ほど高くなる傾向が指摘されている<sup>(14)</sup>。その理由は、入試難易度の高さと併設校があることはいずれも将来に向けた進路選択を考えている受験生や家庭に対する人気を表す指標となっており、高い需要に支えられた学校法人が学校納付金を高額に設定できるためだと説明されている。特に、浦田(1998)は1967年から1997年にかけての4時点で学校納付金の規定要因を検証しているが、4時点に一貫して統計的に有意な効果が確認されているのは、入試難易度と併設大学の有無である。また、私立学校の経営において私学助成が果たす役割の大きさはつとに議論されてきた<sup>(15)</sup>。ただし、より多くの私学助成金を受け取って経営が安定している学校ほど学校納付金を抑制できるわけではないことも指摘されている。小入羽(2008)は、私学助成金の規模が大きいほど授業料が下がる傾向は統計的に有意な水準では確認されるものの、その効果は入試難易度や併設校の有無と比較してかなり弱いことを明らかにしている<sup>(16)</sup>。

これらの知見を踏まえて、給付型奨学金の実施を学校納付金の軽減策の一つとして理解するならば、入試難易度が低く、また併設校が無い高校ほど、給付型奨学金を導入しやすい傾向にあると予測することが可能である。そこで、本稿ではこれらの学校納付金の規定要因にかんする先行研究の知見に基づき、学校法人による給付型育英奨学事業の規定要因をモデル化することを試みる。

以下、本稿では旺文社『2014年度入試用 高校受験案内』(以下、『受験案内』)を用いて、学校法人による給付型育英奨学事業の拡大要因にかんする試論として、どのような学校がより給付型奨学金を導入しやすいのかを明らかにする。データセットの出典として『受験案内』を使用する理由は、首都圏の各私立高校や学科ごとの奨学事業の実施有無やその他の学校経営にかかわるデータを網羅的に掲載してあるためである。特に、同じ学校でも学科やコースによって給付型奨学事業の対象になっているか否かにかんする項目は、全国の学校や自治体を対象とした悉皆調査でも取り上げられておらず<sup>(17)</sup>、育英奨学事業の実態を考える上で極めて貴重な資料である。

しかし、このデータと分析方法には一つ大きな問題がある。給付事業の増減の要因を明らかにする場合、本来ならば増加する以前に導入していた学校群と増加後に導入している学校群を一つのデータセットとして比較検証する必要がある。これに対して、今回のデータセットはどのような変数が給付型事業の実施と関係があるのかを増加後に限って明らかにするにとどまっている。さらに、各学校や学科ごとの具体的な奨学生数や事業額は掲載されておらず、今回の分析で被説明変数として採用するのは制度の実施の有無を示す二値データでしかない。ただし、2007年から2010年にかけて育英奨学事業を実施している学校が288校から992校へと増加しており、2010年以前には多くの学校では育英奨学事業を実施していなかったと考えられる。また1節で確認したように事業額や奨学生数に鑑みて2010年以前は育英奨学事業全体に比して極めて小さい規模でしかなかった学校法人事業が2010年以降1割を超える規模に成長している。これらの事情に鑑みて、2010年度以降の学校法人による給付事業の実施有無にかんする規定要因を明らかにすることは、事業規模の拡大要因を明らかにする作業に準ずるものとして意義があるだろう。

本稿の分析で使用する変数は、以下の通りである。いずれも『受験案内』に記載されているデータを用いている。データセットの作成にあたっては、特定の学科やコースを対象とした給付金も確認されたため、入試の形態が異なったり育英奨学事業が学科ごとに実施されたりしている場合は、学科およびコースごとに一ケースとしてカウントし、それ以外の場合は学校を一ケースとしてカウントしている。

## 被説明変数

(1) 給付型奨学金の支給有無

(2) 成績優秀者向けの奨学金支給有無

(3) 家計急変者向けの奨学金支給有無

(2) および(3)については、それぞれ選考条件に成績あるいは家計にかんする条件が明記されているもののみをカウントした。このため、(1)では支給有とカウントしながら、(2)あるいは(3)で支給無としたケースもある。

## 説明変数

(4) 専門学科ダミー

(5) 特定学部進学コースおよび総合学科ダミー

(6) 選抜コースダミー

選抜コースからさらに特別選抜コースを別途設けている学校もあったが、いずれのコースも選抜コースとしてダミー変数「1」を与えた。また、入試を一律に行った上で成績順にコースの振り分けを行う学校については、選抜コースと普通コースを一つのケースとして数えた上で、ダミー変数「1」を与えている。

(7) 中高一貫ダミー

(8) 高大一貫ダミー

(9) 男女別学ダミー

生徒募集に与える影響に鑑み、別学と共学のみを区別した。

(10) 入試合格倍率

当該資料に定員が明記されていなかったため、定員充足率の代替指標として用いている。この他には募集人員に対する合格者数の比を用いる方法も考えられたが、各学校が併願を認否するかどうかによって値が大きく左右されるため用いなかった。

(11) 生徒数

一つの学校にかんしてコースごとにケース化している場合も、学校経営に対する影響を考慮に入れて学校全体の生徒数を投入した。

(12) 初年時納付金

(13) 入試偏差値

当該資料において合格可能性80%とされる値を用いた。また一つのケースに選抜／普通コースが混在する場合は最も偏差値の低いコースの値を用いた。

(14) 2014年時点の創立年数

卒業生の多さおよびそれに伴う後援会の学校経営支援を示す指標として用いた。

以下、個別の変数と先行研究の知見との関連を示しておく。「(4) 専門学科ダミー」および「(5) 特定学部進学コースおよび総合学科ダミー」を採択した理由は、大学の学校納付金にかんする先行研究で特に理系学部ほど納付金が高くなる傾向が指摘されていたことに依拠している。「(6) 選抜コースダミー」、「(10) 入試合格倍率」、「(13) 入試偏差値」は学校の入試難易度が高く受験生に人気のある学校ほど納付金が高くなることを指摘していた先行研究によっている。特に「選抜コースダミー」は既存の研究では着目されてこなかったものの、同じ学校内でも成績ごと

にコースが細分化され、それに応じて給付型奨学金の受給資格が変わる現状に鑑みて重要だと判断して追加している。「(7) 中高一貫ダミー」および「(8) 高大一貫ダミー」は、併設校がある学校ほど授業料が高くなる傾向を指摘した先行研究の知見に依拠している。「(9) 男女別学ダミー」、「(11) 生徒数」は生徒数が多い学校ほど授業料が高くなる傾向を指摘していた先行研究の知見に依拠している。「(14) 2014年時点の創立年数」は同窓会の支援を中心に経営が安定しているかどうかの指標としてあげており、現在の生徒数や定員充足率とは別に作用している可能性を考慮して変数として採用している。

なお、『受験案内』に掲載された学校のうち群馬、栃木、山梨に所在するものはデータセットから除外した。これは、掲載されている学校数が実際に各自治体内にある私立高校の数に比して著しく少なかったためである。このデータセットの記述統計量は表1に示す。まず、確認しておくべきは育英奨学事業を実施している割合、特に成績優秀者向けの給付事業を実施している学校や学科がおよそ半数に及んでいるということであろう。日本学生支援機構による調査でも学校法人による事業の拡大が指摘されているが、今回のデータセットにおいてもすでに首都圏の私立高校では多くの学校で事業が実施されていることが示された。

表1. 「学校法人」データセットの記述統計量

	ダミー変数=1の割合	備考
奨学金実施	. 671	1=有り, 0=無し
成績奨学金実施	. 469	1=有り, 0=無し
家計奨学金実施	. 257	1=有り, 0=無し
専門学科	. 113	1=専門学科, 0=その他
総合学科	. 129	1=総合学科, 普通科専門コースおよび特定学部進学コース, 0=その他
選抜コース	. 450	1=選抜コースおよび入試の成績によってコース選抜を行う学校, 0=その他
中高一貫	. 588	1=中高一貫校, 0=その他
高大一貫	. 493	1=高大一貫校, 0=その他
男女別学	. 336	1=男女別学, 0=共学
	平均値	標準偏差
入試合格倍率	1. 307	. 620 入試合格者に対する受験者の比
生徒数	321. 263	165. 546 1学年在籍者数(学校全体)
初年時納付金	899. 967	151. 219 単位: 千円
入試偏差値	54. 713	8. 584
創立年数	78. 253	30. 842 (2014年現在)

この点に関連して、『受験案内』が網羅しているのは首都圏の私立高校のみであり、本稿のデータセットおよび分析が地域的な制約を抱えていることにも注意する必要がある。高等教育の教育費にかんする分析では都市部ほど授業料が高い傾向が明らかになっており<sup>(18)</sup>、また文部科学省の調査によると平成26年度の私立高校の初年度納付金を各自治体内の平均値で比較すると、東京都と神奈川県がそれぞれ全国で2番目、および3番目に高いことが明らかになっている<sup>(19)</sup>。つまり、全国的に見れば比較的授業料が高い地域のみを事例として取り上げていることから、給付型奨学金が導入されにくい対象を選定してしまっている可能性がある。逆に学校数が多い分、学校間の生徒獲得のために授業料は高く設定する一方で給付型事業を積極的に活用している可能性

もあるが、いずれにせよ地域的なバイアスがかかっていることを前提に分析を行うと同時に、今後分析対象の拡張が必要であることをあらかじめ記しておく。ただし、高校授業料の規定要因を分析してきた先行研究も同様の地域バイアスを抱えており<sup>(20)</sup>、既存の高校授業料にかんする知見と本稿の分析結果を比較する上ではむしろ積極的な意義があると考えられる。

### 3 分析結果

以上のデータセットを用いて、給付型育英奨学事業を実施しているかどうかを被説明変数としたロジスティック回帰分析を行った結果が表2である。表2には「なんらかの給付奨学金を実施しているかどうか」「成績優秀者に限って給付奨学金を実施しているかどうか」「家計急変者のみを対象とした給付奨学事業を実施しているかどうか」の3つの被説明変数に対するモデルをそれぞれ示しているが、いずれのモデルも各被説明変数に対してAICが最小になったものである。本節の作業課題においては各変数の効果をモデル間で比較することの優先度が低かったため、各モデルの適合度を優先して強制投入法を用いなかった。なお、給付型事業全体の実施有無を被説明変数としたモデルについては他の2つのモデルと比較しても説明力が極めて低いため、以下成績優秀者向け事業および家計急変者向け事業にかんするモデルに即して議論を行う<sup>(21)</sup>。

表2. 奨学金実施有無にかんする二項ロジスティック回帰分析の結果

	奨学金全体		成績奨学金		家計奨学金	
	b	exp(b)	b	exp(b)	b	exp(b)
専門学科						
総合学科			-.552	.576 +		
選抜コース	.276	1.317	.780	2.181 ***	-.354	.702
中高一貫					.723	2.061 **
高大一貫	.467	1.595 *	.715	2.044 ***	.321	1.378
男女別学						
入試合格倍率						
生徒数	.001	1.001 *	.002	1.002 **		
初年時納付金					.001	1.001
入試偏差値			-.025	0.975 *	.023	1.023 +
創立年数					.005	1.005
定数	.003	1.003	.028	1.028	-4.267	.014 ***
Nagelkerke R-sq	.033		.112		.113	
$\chi^2$	657.58 **		684.94 ***		560.71 ***	
N	529					

+ p < .10 \* p < .05 \*\* p < .01 \*\*\* p < .001

まず、成績優秀者向け事業について見てみよう。有意水準5%で効果が見られた変数は「選抜コースダミー(+」「高大一貫ダミー(+」「生徒数(+」「入試偏差値(-)」であった。「入試偏差値」については、授業料の規定要因分析を行ってきた先行研究と同様の結果が得られたと言ってよい。すなわち、給付型事業を積極的に導入するのは入試偏差値が低い学校であることがモデルに示されており、受験生に人気のない学校群が教育費の私費負担を回避させようとする傾向が先行研究に同じく確認された。

次に、「生徒数」については生徒数が多い学校ほど給付型事業を導入する傾向にある。生徒数そのものは学校に対する需要の高低の観点からも理解できるが、その場合、需要の高い学校ほど学校納付金が高くなるという先行研究の知見に反する。また、入試偏差値に対して独立の効果を有しているため、おそらく「生徒数」は経営規模の大きさとそれにもとづく安定的経営の可能性を示す指標であり、経営規模の大きな学校法人ほど給付型事業を実施しやすいと理解することが妥当だと考えられる。

これに関連して、「高大一貫ダミー」も先行研究の知見に反する結果が得られている。すなわち、授業料の規定要因としての高大一貫校は、高校卒業後の高等教育への進学可能性をより高めるため、受験生の人気につながり授業料を押し上げると指摘されてきた。しかし、本分析においてはむしろ高大一貫校の方が給付型奨学金の導入に積極的な傾向が見出されている。その理由の一つとして考えられるのが、「生徒数」同様、学校法人の経営規模による効果である。つまり、高校の生徒数と大学の学生数がそれぞれ経営規模と給付型事業の実施に有意な影響を与えている可能性がある。もう一つの理由として考えられるのが、学生の獲得競争によるものである。浦田(1998)によれば、アメリカでは入試難易度の高い大学ほど学校納付金が高くなる傾向があるのに対して、日本の首都圏の私立大学においては入試難易度の高い大学ほど学校納付金が低い傾向が明らかになっている<sup>(22)</sup>。この理由は、日本の首都圏ではアメリカと異なり成績優秀者が国公立大学を希望していて、有力私立大学が優秀な学生を集めるために学校納付金を抑える一方で、学費の安い国公立大学とは競合関係にない中堅レベル以下の大学の方が学校納付金を上げやすい傾向にあるからだという<sup>(23)</sup>。この指摘をふまえると、今回の分析で高大一貫校ほど給付型事業を活用している理由は次のように説明できよう。すなわち、首都圏ではすでに高校卒業後の高等教育およびポスト中等教育への進学がユニバーサル化しつつある。このため競合組織の多い高大一貫校が潜在的な大学学部生の獲得をより有利に進めるために、高校段階から給付型奨学金を設けているというものである。「高大一貫ダミー」の効果にかんして、経営規模による影響と、大学経営も念頭においた学生獲得問題と、いずれの説明が妥当かはより詳細な調査が必要である。

さらに、成績奨学金の事業実施有無にかんして大きな効果を持っていたのが、入試時点でのコース選抜を行っているかどうかを表す「選抜コースダミー」であった。成績奨学金は入試時点での成績優秀者を中心に給付を行うため、ある意味では当然の結果とも言えよう。しかし、この結果は学校ごとの授業料の差にかんする規定要因を分析してきた既存の研究では考慮されてこなかった効果であり、これも学校の人気や需要の高低とは関係なく、選抜コースを設けている学校が、給付型事業を実施している可能性がより高いことを示している。すでに、学校の需要や、経営規模にかかわる指標の効果を確認しているため、「選抜コースダミー」が有意に影響するという結果は優秀な生徒の募集に学校法人が積極的であるかどうか、給付型事業の実施に影響していると理解すべきであろう。あらためて確認しておくと、この効果は今回分析対象となった学校全体における各校の人気や需要の高低とは独立に見られるものであり、首都圏の私立高校が総じて生徒募集のための方策として給付型奨学金事業を活用しようとしている傾向が見られたことは、本稿の分析に特徴的な結果として浮かび上がったと言えよう。

次に、家計急変者向け事業について見てみよう。有意水準5%以下で統計的に有意な効果が見られたのは「中高一貫ダミー(+）」のみであった。在学期間の長い中高一貫校で給付型事業が実

施されている理由は、長期的な教育活動の効果を在学途中の経済的理由で妨げることは生徒本人にとって損失が大きく、また学校にとっても給付の経営負担そのものは重くないために積極的に給付を実施した方が進学実績などを考慮しても利益が見込めるから、と説明できる。当然ながら、家計急変者向け事業は成績優秀者向け事業よりもはるかに計画性が薄く、通学する生徒や家計の保険的な機能が強いことは明らかである。また、高校入試との関連が明確である成績優秀者向け事業とは異なり、中学から在籍している生徒も対象になっていることを考慮すると、高校教育にかんする政策の動向との関連を明示することは現状のデータのみでは難しい。ただし、表1にも示したとおり、成績優秀者向け事業と比較して実施率は低いとはいえ、ある程度の規模で事業が実施されている状況に鑑みて、家計負担の問題の観点からも、より詳細なメカニズムの解明が必要であろう。

#### 4 考察と今後の課題

本稿では学校法人による給付型奨学事業が2010年前後に急激に拡大した現状に鑑みて、首都圏の私立高校がどのような要因によって事業を導入しているのか分析を試みてきた。その知見は要約すると次のようにまとめられる。

- (1) 成績優秀者向けの給付型事業の実施有無は、先行研究の知見から想定された学校人気、需要のみならず、経営規模や学校の生徒募集の方針と強く関連している。
- (2) 家計急変者向けの給付型事業の実施有無は、中高一貫校であることのみが有意に関連しており、長期的な教育活動を支える保険的機能を果たしていると考えられる。

これらの知見において特に注目すべきは、成績優秀者向け給付型事業の実施において、学校の人気や需要と独立した効果が観察されたことである。すなわち、経営規模、生徒募集の方針と給付型事業の実施との関連について、その因果関係を同定することは現状難しいが、給付型育英奨学事業が学校経営上の様々な理由から計画的に導入されている可能性があることを本稿の知見は示している。

さらに、学校ランクと無関係に、生徒募集に関わる変数との関連が見られたことから、2010年度以降の学校法人の給付型事業の拡大と旧無償化法との関係について、厳密な知見としては認められないものの、以下の仮説が成り立つ可能性が考えられる。すなわち、旧高校無償化法の施行によって生徒の進学先の選択肢が増えたのに対して、学校法人側は他校との生徒獲得をめぐる競争が激しくなることを想定して給付型事業を拡充した、という仮説である。旧高校無償化法はすべての私立高校についても教育費負担を軽減させたため、各生徒およびその家庭が私立高校への進学を考えた際に、経済的理由を考慮する必要性が以前よりも低下している。それによって、学校の人気や需要とは関係なく、生徒獲得をめぐる競争に拍車がかかった可能性が考えられるのである。このような事態はすでに旧高校無償化法の審議当時から副次的効果として生ずる可能性が指摘されていた<sup>(24)</sup>。この点、生徒募集の問題が学校法人の給付型事業に与えた影響は、本稿が分析対象とした広報誌にも表れている。たびたび取り上げた『育英奨学事業に関する実態調査』では、育英奨学事業に授業料の減免制度などを含めないことになっている<sup>(25)</sup>。その一方で、旺文社『高校受験案内』は、旧高校無償化法の施行後、各学校が授業料相当の給付を行う制度を奨学金制度として導入していることを広報の一環として特集を組んで取り上げている<sup>(26)</sup>。学生

支援機構による調査と旺文社の広報とがそれぞれ取り上げている各校の取り組みは別個のものであるが、ここで重要なのは、行政調査上は必ずしも育英奨学事業に含まれぬ取り組みを、積極的に広報に用いざるを得ない状況が生じているということである。本稿が直接的に取り上げたのは、この広報の文脈にのった給付型事業であったが、『育英奨学事業に関する実態調査』に見られた給付型事業の拡充にも、同様の生徒募集の問題が影響している可能性が考えられる。

もちろん、生徒募集にかかわる問題は、新旧高校無償化法と直接的な関係があるわけではなく、少子化などのより長期的な課題としてあることも確認しておくべきであろう。戦後の高校教育の量的拡大が公立高校と私立高校が相補うことで可能になっていたことを明らかにしてきた香川ら(2014)は、ケーススタディを通じて人口減少期には公立高校にかんする自治体の政策によって、私立高校が競争と淘汰に晒される可能性が大きく変わりうることを示唆している<sup>(27)</sup>。本稿が対象とした首都圏の場合、私立高校の占める位置は全国的に見て極めて特殊ではあるものの、その規模の大きさゆえに生徒の獲得競争がより深刻な可能性もある。先に示した仮説が仮に正しいとしても、それは私立高校の生徒募集をめぐる問題の一端に過ぎないことは見誤るべきではない。

また、再度強調しておく、本稿の分析結果は上記を証明するための論拠としてはまったく十分ではない。ただし、経年的な変化を取り上げるにせよ、あるいは同時代における実施有無について考えるにせよ、少なくとも給付型事業が生徒や家計にとっては望ましい状況を作り出すがゆえに、それを可能とするメカニズムを吟味し、その背後で派生的な問題が生じていないかどうかを検証するという作業は欠かせぬものであろう。たとえば、生徒数の多さや選抜コースの設置が成績優秀者向け事業の実施を促していたという結果からは、給付を受けている以外の生徒及び家計の負担増を前提として給付型事業が成立している可能性も考えられる。この意味において、本稿の知見は、先行研究からは導出されない給付型事業と学校経営との特徴的な関連を見出し、今後の作業の一つの足がかりを作ったと言えるだろう。

最後に、本稿が抱える課題について挙げておきたい。第一に、すでに指摘しているサンプルの制約の問題である。学校法人の事業データは首都圏という限られた地域にかんする分析しかできていない。本稿が対象とした地域が特殊であることをふまえながらも、生徒や家庭の教育費負担の解消が進む中で私立高校がどのように生徒募集に取り組んでいるのか。その一つの指標として学校による給付事業は異なる地域の動向についても精査される価値があるだろう。第二に、分析手法の制約の問題である。すでに2節でも述べた通り、2010年以降の給付型奨学金の拡大を厳密に説明しようとするなら、2010年前後の事業実施状況を比較検証しなければならない。現状では必要な変数を網羅したデータセットはないため、『育英奨学事業に関する実態調査』をはじめとした複数のデータセットを使いながら検証を精緻に行っていく必要があるだろう。第三に、私学助成などの私立高校の経営に対する補助の持つ効果を吟味できていない点である。すでに先行研究では学校納付金の多寡に対する効果が限定的なものであることが示されているが、人口減少期において経営の安定化を始めとする自治体内の高校教育整備は実践的にも喫緊の課題であり、後続の研究調査が待たれる。今後の課題としたい。

【注】

- (1) 平成13年12月閣議決定「特殊法人等整理合理化計画について」
- (2) 日本学生支援機構から自治体に移管された事業については、高等教育向けの奨学事業と異なり、有利子事業を行っていない。
- (3) 日本学生支援機構, 2011, 『平成22年度 奨学金事業に関する実態調査報告』, pp.12-16. なお, 同調査は日本学生支援機構が前身団体の日本育英会時代から実施してきたものであり, 2007年調査までは4年に1回, 2010年調査からは3年に1回の実施となっている。このため, 学校法人による育英奨学事業は2008年度あるいは2009年度以降, 漸次的に拡大している可能性もある。ただし, あくまでここで重要なのはこの時期以降に1960年代以来観察されなかったような事業の拡大が生じている点である。
- (4) 図中, 「自治体・公益法人」には, 旧日本育英会, 日本学生支援機構が実施していた奨学金事業の対象者もその割合も含まれている。
- (5) 日本学生支援機構, 2011, 前掲, pp.14-17.
- (6) 旧高校無償化法の施行は2010年4月1日からであるが, 法律の成立が年度末になったため, 自治体の貸与型育英奨学事業はすでに年度末の時点で予約採用を終えており, 2010年度の育英奨学事業の事業規模全体が縮小しなかったと考えられる。
- (7) 文部科学省, 2014, 『新・高等学校等就学支援金制度に関する調査について』。
- (8) 日本育英会, 1953, 『日本育英会十年誌』。数少ない事例としては「同和対策事業特別措置法」にもとづく事業の一環として奨学金給付が政策上の議題となっている。
- (9) 日本学生支援機構, 2015, 『平成25年度 奨学金事業に関する実態調査報告』。および文部科学省『学校基本調査報告書』平成26年度版より算出。
- (10) 小林雅之, 2012, 『教育機会均等への挑戦』東信堂。古田和久, 2006, 「奨学金政策と大学教育機会の動向」『教育学研究』第73巻第3号, pp.207-217.
- (11) 高校における奨学生数が最も多かった2010年度においても, 奨学生数と事業額にして, それぞれ大学向け事業の3分の1, 10分の1に満たない規模でしかない(日本学生支援機構, 2011, 前掲)。
- (12) 鈴木友紀, 2010, 「「高校無償化」をめぐる国会論議」『立法と調査』No.306, pp.1-14. 赤林英夫・荒木宏子, 2010, 「私立高等学校の授業料補助が生徒の中退に与える影響」『RIETI Discussion Paper Series』10-J-016, pp.1-23.
- (13) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」平成25年度版, 文部科学省『学校基本調査報告書』平成25年度版, および, 日本学生支援機構, 2015, 『平成25年度 奨学金事業に関する実態調査報告』より算出。
- (14) 浦田広朗, 1998, 「私立大学学納金の規定要因分析」『教育社会学研究』第63集, pp.119-136.
- (15) 杉長敬治, 1993, 『私学助成の実務』学校法人経理研究会。
- (16) 小入羽秀敬, 2008, 「私立高校授業料設定における私学助成の影響」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』第27号, pp.81-88.
- (17) 日本学生支援機構, 2015, 前掲。
- (18) 米澤彰純, 1994, 「私立大学授業料の横断的分析」『東京大学教育学部紀要』第34巻, pp.149-162.
- (19) 文部科学省, 2015, 『私立高等学校(全日制)の授業料等について』。
- (20) 本稿で引用している浦田(1998)および小入羽(2008)はいずれも東京都内に位置する私立高校のみを分析対象としている。この点において, 本稿は首都圏という地域バイアスはあるものの, 分析対象を拡大できている。
- (21) 表2におけるexp(b)は各変数が一単位増加することによって, 被説明変数が1を取る確率が何倍に増えるかを示している。
- (22) 浦田, 1998, 前掲, p.125.
- (23) 浦田, 1998, 前掲, p.132. 日本の大学で教育条件と授業料とが整合的な関係に無かったことは丸山文裕, 1991, 「私立大学授業料の規定要因分析」『広島大学大学院教育センター 大学論集』第20集, pp.267-280. も指摘している。
- (24) 第一七四回国会参議院文教科学委員会会議録第六号(平成二十二年三月二十六日付)より。委員会に参考人として招致された赤林英夫慶應義塾大学経済学部教授が法案成立後の副次的可能性として言及している。すでに注3でも言及したように, 学校法人による育英奨学事業は2010年度以前の段階で増加し始めていた可能性もある。ただし, この場合も高校無償化そのものは2008年以降, 国会において審議されていたため, 学校法人がそれを先回りした措置を取ったという仮説は可能である。
- (25) 日本学生支援機構, 2011, 前掲, p.3.
- (26) 旺文社, 2013, 『2014年度入試用 高校受験案内』, p.72.
- (27) 香川めい・児玉英靖・相澤真一, 2014, 『〈高卒当然社会〉の戦後史』新曜社, pp.183-199.